

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画（令和7年度～令和11年度）

策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画（令和7年度～令和11年度）策定業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画
（令和7年度～令和11年度）策定業務
- (2) 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで

3. 予算額（見積限度額）

本業務に係る委託料の上限は、2,178千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
この金額は、契約予定金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案見積金額が限度額を超えた場合は、失格とする。

4. 実施形式

- (1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。
- (2) 選定方法 事業者より提出された書類及びプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。

5. 日程

項目	期日	備考
公募による募集	令和6年5月9日（木） ～令和6年5月30日（木） 17時	市ホームページに実施要領等を掲載
質問書提出期間	令和6年5月9日（木） ～令和6年5月16日（木） 17時	【電子メール】
質問書回答	令和6年5月23日（木）	市ホームページに掲載
参加意思表明書の提出期限	令和6年5月30日（木） 17時	【持参又は郵送】
参加資格審査の結果通知	令和6年6月3日（月）	電話またはメール
企画提案書等の提出期限	令和6年6月10日（月） 17時	【持参又は郵送】
プレゼンテーションの実施	令和6年6月17日（月）	
選定結果の通知	令和6年6月下旬	郵送にて通知 また市ホームページに掲載
契約締結	令和6年7月上旬	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 栗東市暴力団排除条例第6条により、次のアからカまでのいずれの場合のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (5) 栗東市建設工事等指名停止基準（平成元年2月1日公示第4号）第2条及び第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (6) 栗東市の指名競争入札等参加資格を有していること。
- (7) 近畿地方に本店または営業所などがあること。
- (8) 本業務と類似する契約実績を有すること。

7. 質疑・回答

- (1) 提出方法 質問書（様式2）により、電子メールにて提出すること。

電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

- (2) 提出期限 令和6年5月16日（木）17時まで（必着）
- (3) 提出先 栗東市市民部自治振興課自治協働係
電話番号 077-551-0290
FAX 077-551-0432
メールアドレス jichishinko@city.ritto.lg.jp
- (4) 回答方法 令和6年5月23日（木）に市ホームページに掲載する。

8. 参加申込・資格審査

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、仕様書及び栗東市財務規則（昭和46年規則第18号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加意思表明書（様式1）

イ 類似契約実績書（任意様式）

事業者として、本業務に類似した業務を受託（履行）した実績がある場合は、業務名、業務の開始終了年月日、発注者、業務の概要を記載すること。記載できる件数は、10件を限度とする。なお、「本業務に類似した業務」とは、発注者が地方公共団体であるものに限る。

(2) 提出期限 令和6年5月30日（木）17時まで

(3) 提出先 栗東市市民部自治振興課自治協働係

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

(5) 資格審査

提出された参加表明書類を基に、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査する。審査結果については、令和6年6月3日（月）ごろを目途に電話またはメールにて通知する。

なお、参加資格が無いと認められた者は、通知日から7日以内に、市に対して説明を求めることができる。

9. 企画提案書作成方法及び提出方法

(1) 作成方法 以下のA～Fに掲げるすべての書類について、下記により提出すること。
提案書・企画書等の提出は、一事業者について一件を限度とする。

A. 提案書（様式3：提出部数 1部）

必要事項をもれなく記載し、代表者または契約代理人名義で記名押印のこと。

B. 見積書（任意様式：提出部数 1部）

見積書には、件名、金額、住所、事業者名及び代表者名（または契約代理人名）を記載し、代表者の印（または契約代理人の印）を押印のこと。（注：日付は提出日、見積書の宛名は「栗東市長 竹村 健」とすること。）

なお、委託業務全体の金額を明示し、見積金額については、業務完了時点の消費税及び地方消費税を含むものとする。ただし、見積上限額を超えることはできない。見積上限額を超える見積書を提出した事業者は、他の提出書類が整備されている場合であっても失格として、プレゼンテーション、ヒアリングには出席できない。

また、見積書に業務内容及び人件費・諸経費などの積算内訳がわかる、できるだけ詳細な内訳書（任意様式）を添付のこと。見積書と内訳書が一体化したもので可とする。

C. 企画書（任意様式 ただし、A4版縦・左横書き、左2点とじ、文字サイズ10.5ポイント以上、最大ページ数20ページとする。：提出部数 8部）

・企画書記載内容については、以下のとおりとする。

- ①栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画（令和7年度～令和11年度）策定にあたっての基本的な考え方と施策体系の提案および目標量などの指標の設定の手法・方法
- ②栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画（令和2年度～令和6年度）に基づく栗東市の市民参画推進の現状把握、課題分析、検証などの手法
- ③栗東市の現状を踏まえ、特に自治会や地縁団体等との協働に必要・重要と考える市民参画推進施策の内容及びその理由
 - ・企画書作成に際しての留意事項企画書作成に際し、栗東市から事業者への資料の提供・貸し出しは行わない。栗東市の地理的条件、人口・交通事情その他社会的条件、栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画（令和2年度～令和6年度）の資料などについては、栗東市ホームページに掲載しているので、必要に応じて参照されたい。

D. 工程計画表

（任意様式 ただし、A4版とし、縦横の向きは問わない。：提出部数 8部）
業務実施のスケジュールをできるだけ詳細に記載すること。

E. 業務体制及び業務責任者・業務担当者経歴書（任意様式 ただし、A4版縦・左横書き、左2点とじ、文字サイズ10.5ポイント以上とする。：提出部数 8部）

委託契約締結後の業務実施体制を記載すること。

また、委託契約締結後に業務責任者及び業務担当者になる予定の者の経歴などについて、それぞれ以下の事項を記載すること。なお、業務担当者については、3名以上の記載は要しない。

①氏名

②実務経験年数

現在及び過去に所属した事業所で本業務に類似した業務に業務責任者、業務担当者として従事した年数がそれぞれわかるように記載すること。

③過去に従事した類似する業務

過去に従事した類似する業務について、業務名、業務完了日、立場（業務責任者または業務担当者）を記載すること。なお、記載できる業務の件数は業務責任者、業務担当者のいずれも過去に所属していた事業所における実績も含めて、10件を限度とする。

④現在従事している業務

提案書・企画書などの提出日現在、従事しているすべての業務について、業務名、業務完了日、立場（業務責任者または業務担当者）を記載すること。

F. 参考書類（任意様式：提出部数 8部）

事業所の設立年月日、資本金、従業員数などが記載された「会社概要」（平素、営業活動などで使用している既成のパンフレット）を提出すること。なお、この書類については参考資料とし、評価、採点の対象としない。

- (2) 提出期限 令和6年6月10日（月）17時まで
- (3) 提出先 栗東市市民部自治振興課自治協働係
- (4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

10. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書類等の内容について、栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条行行動計画（令和7年度～令和11年度）策定業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を行う。

次のとおりプレゼンテーション、ヒアリングなどを実施する。なお、提案書・企画書などの提出があっても、プレゼンテーション、ヒアリングに出席しない場合、辞退したものとみなし採点しない。

(1)開催日時 令和6年6月17日（月）

なお、開始時刻、場所等詳細は後日通知する。

(2)内容

提案書・企画書などの提出順により下記のとおり実施する。

- ・はじめに、提出した企画書などの内容について30分以内で説明すること。次に、審査員が15分以内で質問を行うので、簡潔明瞭に回答すること。また、準備撤去を15分以内で行うこととし、提案事業者一社あたりの持ち時間は合計1時間以内とする。
- ・説明にあたり、パソコン、プロジェクターの機材を使用することを可能とするが、企画書内容のポイントをまとめるなど平易に伝える場合のみ使用することとし、企画書などに記載のない新たな提案や説明をすることは認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは市が用意するが、パソコン等の機材は事業者において用意（搬入、設置）及び撤去を行うこと。また、機材を使用する事業者は、事前に連絡を行うこと。
- ・プレゼンテーションは、原則として委託業務契約締結後に業務責任者になる予定のものが説明を行い、また、審査員の質問についても業務責任者が回答すること。なお、会場に入場できる者は一事業者あたり3名以内とする。

(3)評価、採点

前記の審査員が、提案書・企画書などの提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングの状況の評価・採点し、各審査員より最多の最上位評価を受けた事業者を契約予定者として選定する。

なお、最上位評価を受けた事業者が辞退した場合、次点の事業者を選定する。

評価項目及び配点は下記のとおりとする。

ただし、提出書類が栗東市の指定する様式・形式でない場合、採点に際し減点することがある。

- | | | |
|-------------|-----|--------|
| ①企画提案内容の的確性 | 40点 | |
| ②業務体制・実績 | 20点 | |
| ③プレゼンテーション | 20点 | |
| ④ヒアリング | 10点 | |
| ⑤見積金額 | 10点 | 合計100点 |

11. 審査結果

審査結果については、令和6年6月下旬に、全ての参加事業者にも文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。

- (2) 提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。

1.3. 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、栗東市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1.4. その他

- (1) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
本プロポーザルに参加するための費用は、全て参加事業者の負担とする。
やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を栗東市に請求することはできない。
- (3) 参加辞退の場合
参加意思表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。
- (4) 失格事項
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
ア 参加資格要件を満たしていない場合
イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
ウ 実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
オ 説明会又はプレゼンテーション審査を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
カ 見積書の金額が「3. 予算額（見積限度額）」に記載の金額を超過した場合
- (5) 著作権等の権利
企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.5. 問合せ先

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市市民部自治振興課自治協働係 担当：中村

電話番号 077-551-0290

FAX 077-551-0432

メールアドレス jichishinko@city.ritto.lg.jp